

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第47号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則（平成17年香川県規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(アスベスト排出等作業の実施の届出)	(アスベスト排出等作業の実施の届出)
第6条 略	第6条 略
2 略	2 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) アスベスト排出等作業の工程を明示した <u>特定工事</u> の工程の概要	(2) アスベスト排出等作業の工程を明示した <u>解体等工事</u> の工程の概要
(3) <u>特定工事を施工する者</u> の現場責任者の氏名及び連絡場所	(3) <u>注文者の氏名又は名称</u>
(4) 略	(4) <u>届出をする者</u> の現場責任者の氏名及び連絡場所
(5) 略	(5) 略
(特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)	
第6条の2 条例第10条の2第1項の規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。	
(1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの	
(2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの	
(解体等工事に係る説明の時期)	
第6条の3 条例第10条の2第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日まで（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、アスベスト排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあっては、当該アスベスト排出等作業の開始の日の14日前まで）に行うものとする。	

ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第6条の4 条例第10条の2第1項前段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査を終了した年月日
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果

(特定工事に係る説明の事項)

第6条の5 条例第10条の2第1項後段の規則で定める事項は、第6条第2項各号に掲げる事項とする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第6条の6 条例第10条の2第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第6条の7 条例第10条の2第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条の2第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 調査を終了した年月日
- (3) 調査の方法
- (4) 解体等工事が特定工事に該当する場合は、アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分におけるアスベスト含有材料の種類

(アスベスト排出等作業の掲示)

第7条 条例第15条の規定による掲示は、第2号様式により行い、アスベスト排出等作業の実施の期間中これを掲示しなければならない。

別表第2 (第5条関係)

(アスベスト排出等作業の表示)

第7条 条例第15条の規則で定める様式は、第2号様式のとおりとし、解体等工事を施工する者は、アスベスト排出等作業の実施の期間中これを表示しなければならない。

別表第2 (第5条関係)

<p>1 条例第2条第3号アに掲げる作業（2の項又は3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>(3) (1)の規定により隔離を行った作業場において初めてアスベスト含有材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼動することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) アスベスト含有材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) (1)の規定により隔離を行った作業場において初めてアスベスト含有材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼動することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) (3)、(4)及び(6)の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補</p>	<p>1 条例第2条第3号アに掲げる作業（2の項又は3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されているアスベスト含有材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>(3) 略</p>
--	---	--	--

	<p><u>修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</u></p> <p>(8) 略</p>		
2・3 略		(4) 略	
4 条例第2条第3号イに掲げる作業	<p>略</p> <p>(1) アスベスト含有材料を除去する場合（(2)の場合を除く。）には、1の項右欄(1)から<u>(8)</u>までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	4 条例第2条第3号イに掲げる作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されているアスベスト含有材料を除去し、若しくは囲い込み若しくは封じ込めを行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) アスベスト含有材料を除去する場合（(2)の場合を除く。）には、1の項右欄(1)から<u>(4)</u>までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

第1号様式（第6条関係）

		(日本工業規格A列4番) アスベスト排出等作業実施届出書	
香川県知事	殿	年月日	
届出者 住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号			
アスベスト排出等作業を実施するので、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。			
特 定 工 事 の 場 所 (特定工事の名称)			
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
アスベスト排出等作業の種類		香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則別表第2 <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 解体作業 <input type="checkbox"/> 保温材等かき落とし等有 <input type="checkbox"/> 保温材等かき落とし等無 <input type="checkbox"/> アスベスト含有材料の事前除去が著しく困難な解体作業 <input type="checkbox"/> 改造・補修作業 (件)	
アスベスト排出等作業の実施の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号 ※受付年月日
アスベスト含有材料の種類			
アスベスト含有材料の使用箇所		見取図のとおり	
アスベスト含有材料の使用面積		m ²	
アスベスト排出等作業の方法		別紙のとおり	
参考事項		<input type="checkbox"/> アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
		<input type="checkbox"/> 耐火、 <input type="checkbox"/> 準耐火 延べ面積 m ² (階建て)	
		電話番号	
		電話番号	

- 注 1 については、該当するものに「レ」を記入し、必要な事項を記載してください。
 2 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。
 3 アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付してください。
 見取図には、主要寸法及びアスベスト含有材料の使用箇所を記載してください。
 4 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則第6条第2項第1号に規定する事項のうちアスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要並びに同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなします。
 5 ※印の欄には、記載しないでください。
 6 見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とします。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第1号様式（第6条関係）

		(日本工業規格A列4番) アスベスト排出等作業実施届出書	
香川県知事	殿	年月日	
届出者 住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号			
アスベスト排出等作業を実施するので、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。			
解体等工事の場所 (解体等工事の名称)			
アスベスト排出等作業の種類		香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則別表第2 <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 解体作業 <input type="checkbox"/> 保温材等かき落とし等有 <input type="checkbox"/> アスベスト含有材料の事前除去が著しく困難な解体作業 <input type="checkbox"/> 保温材等かき落とし等無 <input type="checkbox"/> 改造・補修作業 (件)	
アスベスト排出等作業の実施の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号 ※受付年月日
アスベスト含有材料の種類			
アスベスト含有材料の使用箇所		見取図のとおり	
アスベスト含有材料の使用面積		m ²	
アスベスト排出等作業の方法		別紙のとおり	
参考事項		<input type="checkbox"/> アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要 注文者の氏名又は名称	
		<input type="checkbox"/> 耐火、 <input type="checkbox"/> 準耐火 延べ面積 m ² (階建て)	
		※備考	
参考事項		届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
		電話番号	
参考事項		下請負人がアスベスト排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
		電話番号	

- 注 1 については、該当するものに「レ」を記入し、必要な事項を記載してください。
 2 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。
 3 アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付してください。
 見取図には、主要寸法及びアスベスト含有材料の使用箇所を記載してください。
 4 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則第6条第2項第1号に規定する事項のうちアスベスト排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。
 5 ※印の欄には、記載しないでください。
 6 見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とします。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別紙

アスベスト排出等作業の方法

アスベスト含有材料の処理方法		<input type="checkbox"/> 除去、 <input type="checkbox"/> 囲い込み、 <input type="checkbox"/> 封じ込め、 <input type="checkbox"/> その他()
集じん・排気装置	種類・型式・設置数	
	排気能力 (m³/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用する高性能エアフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
	使用する資材及びその種類	
	その他のアスベストの排出又は飛散の抑制方法	

注 1 本様式は、アスベスト排出等作業ごとに作成してください。

2 については、該当するものに「レ」を記入し、必要な事項を記載してください。

3 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等のアスベスト排出等作業に使用する資材及びその種類を記載してください。

4 その他のアスベストの排出又は飛散の抑制方法の欄には、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則別表第2に規定する「同等以上の効果を有する措置」を講ずる場合の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載してください。

5 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付してください。見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記載してください。

アスベスト排出等作業の方法

アスベスト含有材料の処理方法		<input type="checkbox"/> 除去、 <input type="checkbox"/> 囲い込み、 <input type="checkbox"/> 封じ込め、 <input type="checkbox"/> その他()
集じん・排気装置	種類・型式・設置数	
	排気能力 (m³/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用する高性能エアフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
	使用する資材及びその種類	
	その他のアスベストの排出又は飛散の抑制方法	

注 1 本様式は、アスベスト排出等作業ごとに作成してください。

2 については、該当するものに「レ」を記入し、必要な事項を記載してください。

3 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等のアスベスト排出等作業に使用する資材及びその種類を記載してください。

4 その他のアスベストの排出又は飛散の抑制方法の欄には、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則別表第2に規定する「同等以上の効果を有する措置」を講ずる場合の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載してください。

5 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付してください。見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記載してください。

第2号様式（第7条関係）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 当現場では、香川県（高松市）へ <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項（第2項）の規定に基づく届出を行っています。 <input type="checkbox"/> 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）第9条第1項（第2項）の規定に基づく届出を行っています。			
届出者の 氏名及び住所	届出年月日	年　月　日	
		作業期間	自　年　月　日 至　年　月　日
アスベストのばく露防止対策及びアスベストの粉じんの飛散防止対策の内容			
アスベストのばく露防止措置及びアスベストの粉じんの飛散防止措置の概要：			30センチメートル以上
を石綿作業主任者に選任しています。			
アスベストに係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。			
受講した特別の教育： の実施した講習 (　年　月　日受講)			
施工業者名： 住所： 連絡先：			
現場責任者氏名： 連絡先：			

注 □については、該当するものに「」を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 当現場では、香川県（高松市）へ <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項（第2項）の規定に基づく届出を行っています。 <input type="checkbox"/> 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）第9条第1項（第2項）の規定に基づく届出を行っています。			
届出年月日	年　月　日	作業期間	自　年　月　日
			至　年　月　日
アスベストのばく露防止対策及びアスベストの粉じんの飛散防止対策の内容			
アスベストのばく露防止措置及びアスベストの粉じんの飛散防止措置の概要：			
を石綿作業主任者に選任しています。			
アスベストに係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。			
受講した特別の教育： の実施した講習 (　年　月　日受講)			
施工業者名： 住所： 連絡先：			
現場責任者氏名： 連絡先：			

注 □については、該当するものに「」を記入してください。

第3号様式（第8条関係）

(日本工業規格A列4番)

アスベスト含有材料の廃棄届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

アスベスト排出等作業の実施に伴いアスベスト含有材料を廃棄するので、香川県アスベスによる健康被害の防止に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 工 事 の 場 所		(特定工事の名称)	
アスベスト排出等作業の実施の期間		自 年 月 日	至 年 月 日
廃棄するアスベス	番号	種類	予定処分方法
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
委託予定廃棄物処理業者		取扱番号	備考
(収集運搬業者1) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(収集運搬業者2) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(最終処分業者等1) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(最終処分業者等2) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			

注 1 養生シート、作業着等作業現場で使用したもので廃棄するものについても記載してください。

2 取扱番号の欄は、廃棄するアスベスト含有材料の欄の番号で該当するものを記載してください。

3 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。

4 別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第8条関係）

(日本工業規格A列4番)

アスベスト含有材料の廃棄届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

アスベスト排出等作業の実施に伴いアスベスト含有材料を廃棄するので、香川県アスベスによる健康被害の防止に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体等工事の場所		(解体等工事の名称)	
アスベスト排出等作業の実施の期間		自 年 月 日	至 年 月 日
廃棄するアスベス	番号	種類	予定処分方法
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
委託予定廃棄物処理業者		取扱番号	備考
(収集運搬業者1) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(収集運搬業者2) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(最終処分業者等1) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
(最終処分業者等2) 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			

注 1 養生シート、作業着等作業現場で使用したもので廃棄するものについても記載してください。

2 取扱番号の欄は、廃棄するアスベスト含有材料の欄の番号で該当するものを記載してください。

3 欄中に記載することができない場合は、別紙に記載して添付してください。

4 別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第12条関係）

(表面)

12センチメートル

第 号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例
第23条第2項の規定による身分証明書

所属名
職名及び氏名
年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 団

(裏面)

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（抜粋）
(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場、特定工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 略
(2) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第6号様式（第12条関係）

(表面)

12センチメートル

第 号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例
第23条第2項の規定による身分証明書

所属名
職名及び氏名
年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 団

(裏面)

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（抜粋）
(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事の場所、解体等工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 略
(2) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。